

広情個審第88号  
令和2年1月7日

広島市教育委員会 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成28年4月27日付け広市教学教指二第23号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第156号事案）

## 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

### 【諮問事案】

平成28年4月27日付け広市教学教指二第23号の諮問事案（諮問第156号事案）

平成28年3月11日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同月25日付け広市教学指二第237号で行った公文書部分開示決定に対する同月29日付け異議申立て

### 1 審査会の結論

別表の①欄に掲げる公文書（以下「本件公文書」という。）につき、実施機関が行った部分開示決定において不開示とした情報のうち、別表の②欄に掲げる部分は開示すべきである。

なお、その他の不開示とした情報について、不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書における主張は、次のとおりである。

#### (1) 異議申立ての趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、全てを開示せよ。

#### (2) 審査請求の理由

業務上の被処分者の個人情報の保護は不必要である。

市職員の懲戒処分については公益性が高く、全てを公開すべきである。

### 3 実施機関の主張要旨

説明書及び口頭意見陳述における実施機関の主張を要約すると、次のとおりである。

- ア 本件について、不開示としている情報は、事案に関連した当事者・市民等に関する情報であって、個人が識別できる情報、又は他の情報を照合することにより、特定の個人を識別できる情報であるため、条例第7条第1号に基づき、申立人の求める開示請求には応じることができないと考える。
- イ 職員の編集会議への参加については、公務ではないと考える。

### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に即して検討した結果、以下のとおり判断する。

#### (1) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号本文は、不開示情報

として、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、第7条第1号ただし書きの規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

- ア 法令の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報
- イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報
- ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

## (2) 本件公文書の不開示の妥当性について

### ア 公文書1について

不開示部分は、文部科学省へ提出した調査結果（回答）のうち、参加者の現在の所属・職位であり、当審査会が見分したところ、現在の所属・職位のほか、当時の所属・職位も記載されている。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第7条第1号に該当し、また、同号ただし書きのいずれにも該当しないことから、実施機関が不開示としたことは妥当である。

### イ 公文書2について

不開示部分は、文部科学省から送付された調査表のうち、現在の職位、当時の所属、当時の職位、氏名、教科、申請本を閲覧したとされる教科書の採択期間中の所属と職位（小学校・中学校）、採択への関与に関する情報及び備考欄であり、当審査会が見分したところ、調査対象者に係るこれらの情報が記載されている。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第7条第1号に該当し、また、同号ただし書きのいずれにも該当しないことから、実施機関が不開示としたことは妥当である。

### ウ 公文書3について

不開示部分は、文部科学省へ提出した調査表のうち、現在の職位、当時の所属、当時の職位、氏名、教科、申請本を閲覧したとされる教科書の採択期間中の所属と職位（小学校・中学校）、採択への関与及び備考欄であり、当審査会が見分したところ、調査対象者に係るこれらの情報が記載されている。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第7条第1号に該当し、また、同号ただし書きのいずれにも該当しないことから、実施機関が不開示としたことは妥当である。

#### エ 公文書4について

不開示部分は、文部科学省から送付された調査表のうち、現在の所属（一部）、現在の職位、当時の所属、氏名、教科、申請本を閲覧したとされる教科書の採択期間中の所属と職位（小学校）、採択への関与に関する情報であり、当審査会が見分したところ、調査対象者に係るこれらの情報（現在の所属については、退職前の所属）が記載されている。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第7条第1号に該当し、また、同号ただし書きのいずれにも該当しないことから、実施機関が不開示としたことは妥当である。

#### オ 公文書5について

不開示部分は、文部科学省へ提出した調査表のうち、現在の所属（一部）、現在の職位、当時の所属、氏名、教科、申請本を閲覧したとされる教科書の採択期間中の所属と職位（小学校・中学校）、採択への関与に関する情報であり、当審査会が見分したところ、調査対象者に係るこれらの情報（現在の所属については、退職前の所属）が記載されている。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第7条第1号に該当し、また、同号ただし書きのいずれにも該当しないことから、実施機関が不開示としたことは妥当である。

#### カ 公文書6について

不開示部分は、文部科学省から送付された調査表のうち、現在の職位、当時の所属、当時の職位、氏名、教科、申請本を閲覧したとされる教科書の採択期間中の所属と職位、採択への関与に関する情報及び備考欄であり、当審査会が見分したところ、調査対象者に係るこれらの情報が記載されている。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第7条第1号に該当し、また、同号ただし書きのいずれにも該当しないことから、実施機関が不開示としたことは妥当である。

#### キ 公文書7について

不開示部分は、文部科学省から送付された調査表のうち、現在の職位、当時の所属、当時の職位、氏名、教科、申請本を閲覧したとされる教科書の採択期間中の所属と職位（小学校・中学校）、採択への関与に関する情報及び備考欄であり、当審査会が見分したところ、調査対象者に係るこれらの情報が記載されている。

このうち、備考欄の一部（別表②欄に掲げる部分）には、懇親会・二次会への参加の有無に関する記載、謝礼に関して受けた説明に関する記載、個別訪問による閲覧に関する記載があるが、これらの情報は特定の個人を識別することができる情報とは認められないことから、第7条第1号に該当するとは解されず、また、情報の性格上、条例第7条第2号から第4号のいずれかに該当するとも解されないことから、開示すべきである。

その他の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第7条第1号に該当し、また、同号ただし書きのいずれにも該当しないことから、実

施機関が不開示としたことは妥当である。

**(3) 申立人の主張について**

- ア 申立人は、業務上の被処分者の個人情報の保護は不必要であり、市職員の懲戒処分については公益性が高く、全てを公開すべきである旨主張する。
- イ 請求人のこの主張は、本件公文書には懲戒処分を受けた職員に関する情報が記載されているとの前提に立った上で、被処分者の氏名や住所等の個人情報について、条例第7条第1号ただし書きエの「職務の遂行に係る情報」に該当するとして開示するよう求めるものと解されるが、この規定により開示されるのは、当該公務員等の職と職務遂行の内容に係る部分に限られており、氏名や住所等の個人情報は開示対象とはなっていない。
- ウ また、請求人のこの主張は、前記イと同様の前提に立った上で、懲戒処分を受けた職員に関する情報について、条例第9条に基づき、公益上特に必要があると認めて開示するよう求めるものとも解されるが、本件については既に報道等で周知され、実施機関においても再発防止に努めていること等を踏まえると、当該職員に関する情報を開示することに、当該職員の個人情報を不開示情報として保護する利益を上回る公益上の特段の必要性があるとは言えない。
- エ 以上のことから、申立人の主張を採用することはできない。

**(4) まとめ**

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別表

	① 公文書の件名	② 開示すべき部分
公文書 1	文部科学省からの照会への回答について (平成27年12月10日起案)	—
公文書 2	文部科学省からの情報提供依頼について (平成28年2月1日收受)	—
公文書 3	文部科学省からの情報提供依頼への一次回答について (平成28年2月4日起案)	—
公文書 4	文部科学省からの追加の情報提供依頼(中学校)について (平成28年2月10日收受)	—
公文書 5	文部科学省からの追加の情報提供(中学校)への回答について (平成28年2月10日起案)	—
公文書 6	文部科学省からの追加の情報提供依頼(小学校)について (平成28年2月16日收受)	—
公文書 7	文部科学省からの情報提供依頼への二次回答について (平成28年3月7日起案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙1枚目の表の最も右の列のうち、5行目、6行目、7行目(参加及び閲覧に関する部分に限る。)、8行目、9行目、11行目、13行目、14行目の情報</li> <li>・別紙2枚目の表の最も右の列のうち、4行目、6行目～14行目の情報</li> </ul>

## 別紙 1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 2 8 . 4 . 2 7	広市教学教指二第 2 3 号の諮問を受理 (諮問第 1 5 6 号で受理)
R 1 . 5 . 1 5 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 6 . 2 1 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 7 . 2 6 (第 3 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 8 . 1 3 (第 4 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 9 . 2 0 (第 5 回審査会)	第 1 部会で審議
R 1 . 1 0 . 1 8 (第 6 回審査会)	第 1 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁 護 士
片 木 晴 彦 (部会長)	広 島 大 学 大 学 院 法 務 研 究 科 教 授
ジ ョ ー ジ ・ R ・ ハ ラ ダ	広 島 経 済 大 学 経 済 学 部 教 授